

鳴門市こども家庭センター

！鳴門市こども家庭センター

問 鳴門市こども家庭センター ☎684-1561 FAX684-1370

鳴門市は、「安心して妊娠・出産・子育てできるまち」をめざして、妊娠婦、子育て世帯、お子さんへの相談体制や支援をより一層充実させるため、「こども家庭センター」を設置しています。

「こども家庭センター」では出産・妊娠・子育てに関する様々なご相談に応じ、安心して育児ができるようサポートしますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

保健師、助産師、公認心理師の他、相談員による助言をはじめ、利用可能なサービスの案内など支援を行います。

また、相談内容により専門性の高い相談窓口の紹介や関係機関とも連携して対応します。

児童虐待やヤングケアラーなどの子どもに関する相談も行います。虐待かもしれないと思ったときは、迷わずご相談ください。

！こども家庭センター(ネウボラ)とは？

妊娠中の健康管理から子育ての悩みなど妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行います。

「初めての妊娠・出産で不安」「赤ちゃんが泣いてばかりでどうしよう」「こどものミルクの飲みや体重の増えが気になる」などの悩みをお気軽にご相談ください。

ネウボラでは、次のような業務も行っています。

- ・母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票等の交付
- ・妊娠中の健康や栄養・出産に関する相談
- ・妊婦の健康管理や育児に関する教室の開催
- ・妊娠・出産・子育て支援に関するサービスの紹介・連絡・調整
- ・産前・産後サービスの利用相談・受付(詳細は16～17ページ)
- ・育児相談・健康相談



鳴門市こども家庭センター(ネウボラ)

📍 住所: 鳴門市撫養町南浜字東浜24-2

📅 開所日: 月曜日～金曜日(土曜・日曜・祝・祭日を除く)

🕒 相談受付時間: 午前9時～11時、午後1時～4時

広 告

水廻りトラブル・水もれ・つまり
お任せください!!

★水道工事全般・漏水調査

- ★ボイラー修理・点検承ります
- ★水廻りのリフォーム・下水管清掃等

まかせて安心!水道局指定工事店です!!

見積無料

親

切

丁

寧



- ①完全前見積り、了承を得てから作業!
- ②必要最小限での作業にて予算をおさえます。
- ③アフターも安心、作業に関して保障します!

わ わかば第一水道

鳴門市水道局指定業者114号

総合受付
センター

0120-444-688

本 社 徳島市新浜本町1丁目8-71

いつでも緊急対応!!
どんな小さなことでもお気軽に
お電話をお待ちしております



Tel 088-662-2588

詳細は

わかば第一水道 検索

！ 出産・子育て応援交付金事業

問 こども家庭センター(ネウボラ) ☎684-1561

安心して出産・子育てができるよう妊婦・子育て家庭への「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施します。「伴走型相談支援」は、妊娠届出時、妊娠8か月前後に面接し、出生届出を提出後、生後4か月までに面接を実施します。「経済的支援」は、妊娠届出をした妊婦または出生した子どもの養育者を対象に、妊娠届出後、出生届出後にそれぞれ面談終了を条件として各5万円を交付します。対象となる方には個別に案内します。対象者、申請方法についてはお問い合わせください。

！ 不妊治療費助成

問 健康増進課 ☎684-1049

妊娠・出産に伴う経済的負担を軽減するため令和4年4月1日以降、保険診療で実施した一般不妊治療及び生殖補助医療に要した本人負担分について助成事業を実施しています。対象者、申請方法等については、お問い合わせください。

！ 母子健康手帳の交付

問 こども家庭センター(ネウボラ) ☎685-1561

妊娠がわかったら妊娠届出を行い母子健康手帳をもらいましょう。母子健康手帳は、妊娠期から予防接種の記録などお母さんと赤ちゃんの健康に関する情報が記録された大切な手帳です。

！ 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度

問 市民課 ☎684-1138

国民年金加入中(1号被保険者)の方は、この制度を利用されることにより、産前産後期間として認められた期間は、保険料が全額免除され、全額納付した時と同じに見なされます。すでに前納されている方は、対象期間の保険料は還付されます。

免除期間は出産予定月または出産した月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産した月の3か月前から6か月間。

詳しくはご相談ください。

！ 産前産後期間の国民健康保険料の免除制度

問 保険課 ☎684-1136

国民健康保険に加入している方は、産前産後期間中の国民健康保険料を免除します。既に前納されている方は、対象期間の保険料相当額を還付します。

免除期間は、出産予定月または出産した月の前月から4か月間です。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産した月の3か月前から6か月間に延長されます。

この制度の利用には原則、届出が必要です。出産予定月の半年前から受け付けておりますのでご相談ください。

！ 障害基礎年金を受給されている方へ

問 市民課 ☎684-1138

お子様のご両親のどちらかが障害基礎年金を受給されている場合、お子様がお生まれになると加算額がつくようになりますので、必ずお手続きをしてください。

詳しくはご相談ください。

広告

秋田歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM9:00～PM1:00	●	●	●	/	●	●	/
PM2:00～PM7:00	●	●	●	/	●	※	/

休診 木曜・日・祝日 ※PM6:00まで

撫養町斎田字大堤 52

☎686-2096



妊娠がわかったら

妊娠おめでとうございます！赤ちゃんがお腹の中で大きくなるにつれて、お母さんも心身ともに大きく変化し、実感がわいてくると思います。必要なものを揃えたり体調を整えたりしながら、新しい家族を迎える準備を始めましょう。

！マタニティー相談

問 こども家庭センター(ネウボラ) ☎684-1561 FAX684-1370
E-mail:neuvola@city.naruto.i-tokushima.jp

妊娠中の健康の相談やセルフプランを作成し、赤ちゃんをむかえるための準備を行います。
ご希望の方には、沐浴体験・妊婦体験などの実習も実施しています。
妊娠後期(8か月ごろ)のかたには、個別にご案内を送付します。

！にこにこマタニティー

問 子育て応援団レインボー ☎678-7784

📍開催場所 旧成徳高校 📍開催日時 毎月第2木曜日・第3火曜日 10:30～11:30 📍対象 妊婦とその家族
妊娠中の不安感を軽減するための相談や情報交換、交流の場です。
赤ちゃん人形を使ったおもむつ交換の体験や手づくりおもちゃの製作、絵本の読み聞かせなどができます。

！妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査

問 健康増進課 ☎684-1049

身体測定や血液、尿などの検査を行います。お母さんと赤ちゃんの健康状態を確認する大切な健診です。貧血や妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育やお母さんの健康に影響することがあるので、定期的に健診を受け、安心して出産を迎える準備をしましょう。また、妊娠するとホルモンの変化により歯肉炎などがおこりやすくなります。つわりがおさまり体調が安定した妊娠中期に歯科健診を受けましょう。妊婦健診受診票・妊婦歯科健診受診票は妊娠届出時に、こども家庭センター(ネウボラ)で交付します。

！多胎妊婦の超音波検査受診票追加交付・多胎妊婦健康診査支援事業

問 こども家庭センター(ネウボラ) ☎684-1561 FAX684-1370、健康増進課 ☎684-1049

多胎妊婦を対象に超音波検査受診票を2枚追加交付します。また、妊婦健康診査14回を超えての健診費用の助成を健康増進課で行います。対象者、申請方法については、お問い合わせください。

！低所得世帯の妊娠判定受診費用助成

問 こども家庭センター(ネウボラ) ☎684-1561 FAX684-1370

低所得世帯(市民税非課税世帯または生活保護世帯)の妊婦が妊娠判定のために医療機関を受診した費用の助成をします。対象者となる方はお問い合わせください。

広 告



歯のご相談 随時
受け付けております

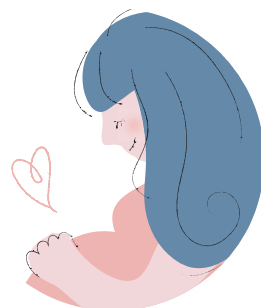
日下 歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～13:00	×	●	●	●	●	●	×
14:30～19:00	×	●	×	●	×	●	×

※水・金曜は午前9:00～11:30診療 ※第2土曜日は休診

Tel.088-686-6360

鳴門市撫養町南浜字東浜271番地



！不育治療費助成

問 健康増進課 ☎684-1049

不育症検査及び治療に要した医療費の自己負担分の助成をします。対象者、申請方法はお問い合わせください。

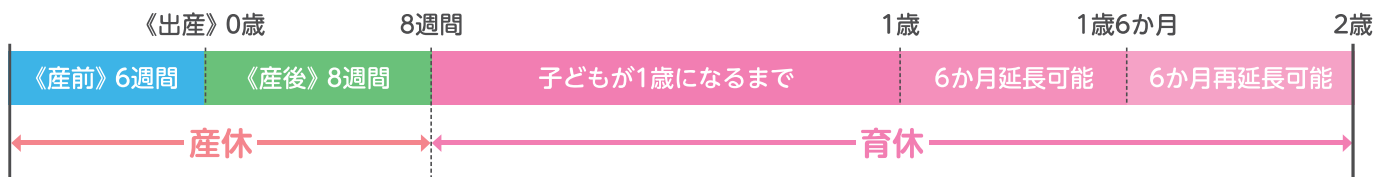
！働く女性のための制度

妊娠中の働き方

妊娠中は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。
変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。
また、医師等から指導があった場合には「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用して事業主に伝えましょう。

休業制度

働く女性が安心して出産・子育てできるようにサポートする制度です。



産前休業 出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から、請求すれば取得できます。

産後休業 出産日の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師から支障がないと認められた場合には就業できます。

育児休業 1歳に満たない子どもを育てる従業員は、男女を問わず、希望する期間、育児のために休業することができます。休業する場合は、会社の規定に沿って育児休業申出書を提出しましょう。子どもが1歳6か月に達する日までの間、育児休業を取得することができます。さらに、子どもが1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合、最長で子どもが2歳に達する日までの間、育児休業を取得することができます。

育児休業給付金

1歳未満の子(保育所に入れないなどの事情があれば最長2歳に達する日まで)を養育するために育児休業を取得したなどの一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始後6か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始から6か月経過後は50%が支給されます。詳しくは最寄りのハローワークへお問い合わせください。

妊娠がわかったら

広 告



HIKARI
Environment
Technology
Cleaning
Service

徳島県・徳島市・鳴門市許可

光エンテックス

有限会社

一般廃棄物処理業 徳島市 第208号
鳴門市鳴ク第50号
浄化槽清掃業 徳島市 第308号
鳴門市鳴ク第55号
産業廃棄物収集運搬業 徳島県許可番号3600145653

浄化槽

トイレ

排水管

お風呂

流しのつまり

- 浄化槽維持管理・清掃・保守点検
- 浄化槽設備機器の修理

- 産業廃棄物収集運搬業
- 貯水槽・下水・排水管・清掃



きめ細やかな
サービス

携帯・スマホは
こちらから!!



本社 / 徳島市応神町東貞方字西川淵 87-2
TEL.088-641-6611
FAX.641-6622
鳴門営業所 / 鳴門市撫養町立岩字四枚 110 番地
TEL.088-686-0969
<http://www.hikarientecs.jp>

赤ちゃんが生まれたら

！ 出生届の提出 出生日～14日以内

問 市民課 ☎684-1135

出生の日から14日以内に、お子さんの出生地・本籍地または届出人の所在地の市区町村役場に提出しましょう(国外で出生した場合は、3か月以内)。

出生届は出産した病院でもらえます。休日や時間外でも受付を行っていますが、事前に提出する市区町村役場に確認しておくとう安心です。

✿ **必要なもの** ・出生届 ※消えるインクを使用したボールペンは使用不可 ・母子健康手帳 ・届出人の身分証明書

！ 出産育児一時金の請求

問 保険課 ☎684-1355 (国民健康保険の加入者のみ。それ以外は、各保険者へ。)

健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度です。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

受取代理制度

妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う場合、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される制度です。

！ 児童手当の申請 出生日～15日以内

問 子育て支援課 ☎684-1146

児童手当は、生活の安定や子どもたちの成長の手助けをする事を目的とし、0歳から中学校卒業まで(令和6年10月分からは高校生修了(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで))の子どもを養育している方に支給されます。詳しくはお問い合わせください。

✿ **対象となる方** 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

令和6年9月分まで

対象	一人当たりの支給額(月)
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降15,000円)
中学生	一律10,000円

※ただし、手当を受け取る方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円を支給します。(令和4年6月以降、手当を受ける方の所得が所得上限限度額以上の場合支給されません*)

*別途鳴門市の助成制度あり。

令和6年10月分以降(所得制限が撤廃されます)

対象	一人当たりの支給額(月)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上高校生修了前	10,000円
第3子以降	一律30,000円

広 告

ヤ ナ ダ 柳田 歯 科

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00～PM12:30	○	○	○	△	○	○
AM 2:30～PM 7:00	○	○	○	△	○	△

△は6:00まで

【診療時間】

午前9:00～12:30 午後2:30～7:00

【休診日】

木曜・日曜・祝日(土曜のみ6:00まで)

大津町木津野字仲の越85-10(第一小学校前)

F 兼 ☎686-6480

子どもはぐくみ医療費助成制度

問 子育て支援課 ☎684-1146

病院に通院・入院をしたときにかかる医療費の自己負担額(保険診療分のみ)を助成する制度です。

助成を受けられる方

- ・市内に住所がある高校生修了までの児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)
- ・健康保険に加入している方

手続きに必要なもの

- ・対象児童の保険証+マイナンバー
- ・保険の扶養者のマイナンバー

新生児聴覚検査

問 健康増進課 ☎684-1049

先天性聴覚障がい早期発見、早期療育を目的に、出生後、出生された医療機関などで行う新生児聴覚検査の費用を公費負担します。

✿ 手続き 受診票を妊娠後期(妊娠8か月ごろ)に交付します。交付されていない方はお問い合わせください。

乳幼児健康診査(乳幼児健診)

問 健康増進課 ☎684-1049

公費負担により、健康診査を受けることができます。1か月健診の受診票は妊娠時期(妊娠8か月ごろ)に交付します。その他の乳幼児健診は個別にご案内します。

乳児訪問・育児相談

問 健康増進課 ☎684-1049

保健師・管理栄養士がご自宅などへ伺い、お子さんの身体測定や子育て、授乳や育児の相談を行っています。電話・メールでの相談も受け付けていますので、ご希望の方はご連絡ください。

離乳食相談

※参加されるかたは、事前に予約をお願いします。!

問 健康増進課 ☎684-1049

離乳食に関する不安や疑問を少しでも解消できるように、離乳食相談を実施します。(時間予約制)

✿ 開催日時 開催日時、内容については広報なるとや市公式ウェブサイトにてご確認ください。



広告

うずしお保育園

撫養町斉田西発88-1 ☎088-686-9227

受入年齢
0歳2ヶ月～就学前

時間
【月～金】7:00～19:00
※延長保育を含む
【土曜日】7:00～18:00
保育短時間
【月～土】8:00～16:00

鳴門市産前・産後サービス

産前・産後は、急激な母体の変化やホルモンバランスの変化等に伴い、妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を感じることが多くなります。この時期に下記のサービスを利用し、お母さんと子どもの心と身体のケアや育児のサポート等を行うことで、子育てに関する不安や負担を軽減し、安心して子育てができることをめざしています。

！妊婦事前登録制度「ママサポート119番」

問 こども家庭センター(ネウボラ) ☎684-1561 FAX684-1370

出産予定日や妊娠中の母体の状況等を事前登録することで、緊急時、自家用車等の搬送手段がない場合等に、妊婦をスムーズに救急車で緊急搬送することができます(鳴門市内からの搬送に限ります)。

🔧 対象者 鳴門市に住民票があり、妊婦事前登録を希望する妊婦

申請書は公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

！産婦健康診査(産後2週間、産後1か月)

問 健康増進課 ☎684-1049

産後1か月頃は、急激なホルモンバランスの変化や赤ちゃんをむかえての生活の変化により不安を感じたり、授乳に関する不安や困りごとが増えたりする時期です。お母さんの体調チェック、授乳や、育児への不安を相談することで安心して子育てができるよう、産婦健康診査(産後2週間、産後1か月)をご活用ください。妊娠後期(妊娠8か月ごろ)の際に受診票をお渡ししています。

！産前・産後ヘルパー派遣事業

問 こども家庭センター(ネウボラ) ☎684-1561

お母さんと赤ちゃんの心身の安定と育児不安を解消し、家事や育児負担の軽減を図るため、ご家庭にヘルパーを派遣します。

🔧 対象者 鳴門市に住民票があり、次のいずれかに該当する家庭

- ① 妊娠中で、心身の不調等により、日中家事または育児を行う者が他にいないため支援が必要な世帯
- ② 出産後4か月(多胎児は出産後6か月)未満で、心身の不調等により日中家事または育児を行う者が他にいないため支援が必要な世帯

🔧 ケア内容 ※個人の状況に応じて、必要なケアをします

▶ 家事援助

- ・食事の準備・後片付け
- ・衣類の洗濯・補修
- ・居室などの掃除・整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・関係機関との連絡
- ・その他必要な家事援助

▶ 育児に関する援助

- ・授乳の準備・片づけ
- ・育児環境の整備

- ・おむつ交換の補助

- ・その他必要な育児援助

▶ 育児に関する相談

🔧 利用料 1日2時間まで 1時間150円(※生活保護世帯は無料)

🔧 利用回数 32回まで

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを
安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。



出典:国土交通省

！産後デイサービス・産後ショートステイ事業・産後アウトリーチ（訪問）事業！

担当 こども家庭センター（ネウボラ） ☎684-1561 FAX684-1370

- 🌸 **事業内容** お母さんと赤ちゃんの心身の休養や育児不安の解消のため、施設においてデイサービス（日帰り）又はショートステイ（宿泊）を利用してもらい、そこで心身のケアや授乳・沐浴指導、育児相談等が受けられます（産後デイサービス・産後ショートステイ事業）。
- 産後アウトリーチ（訪問）事業については、ご自宅を訪問し必要なケアを行います。

🌸 **対象者** 鳴門市に住民票がある、生後12か月未満の乳児及びその母

🌸 **ケア内容** 個人の状況に応じて、必要なケアをします。

▶ 母体ケア・乳児ケア等

- 産婦の母体管理・生活面の指導
- 乳房手当・乳房トラブルケア
- 体重・排泄チェック
- 発育・発達のチェック

▶ 心身のケア・育児サポート

詳細は、お問い合わせください。

▶ 育児に関する指導等

- 授乳指導
- 沐浴指導
- スキンケア
- その他必要とする育児指導
- 在宅での子育てに関する相談

！オンライン妊産婦相談

問 こども家庭センター（ネウボラ） ☎684-1561

出産や育児についてご自宅からオンラインによる無料相談を実施します
「育児ってこれで合ってるの？」「何だか以前のように元気が出ないな」など
妊娠や出産で不安なこと、子育てについての心配事をご相談ください
Zoomアプリを利用します（パソコンやスマートフォン、タブレットなどの通信環境が必要です）

🌸 **対象者** 鳴門市にお住まいの方

🌸 **相談対応者** ご相談内容に応じて、助産師、保健師、公認心理師などが対応します。

詳細は、お問い合わせください。



室内で楽しもう！ひと工夫でうち遊びをENJOY

1

折って吹いて「折り紙遊び」

折り紙を使った知育遊びは、子どもの集中力アップにもってこい。はじめての折り紙遊びでおすすめなのが三角折りです。折り紙の基本動作が入っているので、練習代わりにたくさん折ってみましょう。机の上に立て、息を吹きかけたり、子どもたちは飛び散る様子に大興奮。



用意するもの ☆ 折り紙

予防接種

予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くしたりするために、ワクチンを接種することをいいます。接種した本人が病気にかからないようにすること、また、感染により社会に病気がまん延してしまうのを防ぐことを主な目的としています。また、病気にかかったとしても、予防接種を受けていれば重症化を防げる場合があります。副作用や各ワクチンの接種時期などを考慮して、早めにスケジュールを立てましょう。

！ワクチンの種類と予防接種の間隔

担当 健康増進課 ☎684-1049

生ワクチン

ウイルスや細菌の病原性を弱めてつくったワクチンです。その病気にかかったときとほぼ同じ仕組みで免疫力がつきます。そのため、まれにその病気と同じ症状が現れることがあります。

✿ 次に他の予防接種を受ける場合の接種間隔

ワクチンの種類	他の予防接種	接種間隔
注射生ワクチン (BCG、MR、水痘)	注射生ワクチン	27日以上
経口生ワクチン (ロタ)	経口生ワクチン 不活化ワクチン	制限なし

不活化ワクチン

ウイルスや細菌を殺し、免疫をつくるのに必要な成分を取り出して病原性を無くしてつくったワクチンです。生ワクチンに比べて免疫力がつきにくいので、数回の追加接種が必要です。

✿ 次に他の予防接種を受ける場合の接種間隔

ワクチンの種類	他の予防接種	接種間隔
不活化ワクチン	注射生ワクチン	制限なし
	経口生ワクチン	
	不活化ワクチン	

※コロナウイルスワクチン接種の場合は、前後2週間あけます。

乳幼児期に受きたい予防接種一覧

生…生ワクチン 不…不活化ワクチン

予防接種名	予防する病気	接種回数[標準的な接種時期]	対象年齢[標準的な接種時期]
不 B型肝炎	B型肝炎	3回 [初回接種後27日以上あけて2回目、 初回から139日以上あけて3回目]	1歳未満 [生後2か月以上9か月未満]
不 ヒブ※1	ヘモフィルスインフルエンザ菌b型による髄膜炎や肺炎など	初回 3回 [それぞれ27日～56日あける] 追加 1回 [初回の3回目終了後7か月以上13か月未満]	生後2か月以上5歳未満 [生後2か月以上7か月未満に接種開始] 生後2か月以上5歳未満
不 小児用肺炎球菌※1	肺炎球菌による肺炎や中耳炎、髄膜炎など	初回 3回 [それぞれ27日以上あける] 追加 1回 [初回の3回目終了後60日以上あけて1回]	初回接種:生後2か月から7か月未満 [3回目は1歳未満までに終了] 1歳以降 [1歳以上1歳3か月未満]
生 BCG	結核	1回	1歳未満 [生後5か月以上8か月未満]
不 四種混合※2	・百日ぜき ・ジフテリア ・破傷風 ・ポリオ	1期初回 3回 [それぞれ20日から56日あける] 1期追加 1回 [1期初回の3回目終了後12か月以上18か月未満]	生後2か月以上7歳6か月未満 [1期初回は生後2か月以上1歳未満]

広 告

佐川歯科医院



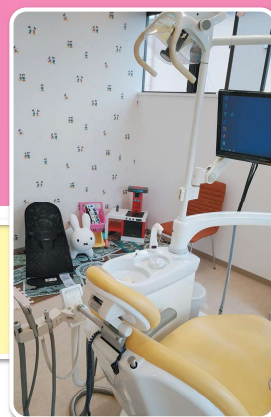
歯科 小児歯科 矯正歯科 歯科口腔外科

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00～PM1:00	○	○	○	○	○	○
PM2:00～PM7:30	△	○	○	○	○	△

日曜日・祝日は休診 但し、△は18:00まで診療
撫養町立岩字七枚248 (キョーエイ立岩店東側)

ファミリールーム有り
ベビーカー そのままで! どうぞ。
楽しく・安心して治療できるお部屋です。

☎(088)685-2761



予防接種名	予防する病気	接種回数[標準的な接種時期]		対象年齢[標準的な接種時期]
不 五種混合※3	・百日ぜき ・ジフテリア ・破傷風 ・ポリオ ・ヘモフィルスインフルエンザ菌b型による髄膜炎や肺炎など	1期初回 3回 [それぞれ20日から56日あける]		生後2か月以上7歳6か月未満 [1期初回は生後2か月以上7か月未満に接種開始] ! 四種混合またはヒブを1回でも接種した方は、五種混合は受けられません。
		1期追加 1回 [1期初回の3回目終了後6か月以上18か月]未満		
生 MR※4 (麻しん風しん混合)	・麻しん(はしか) ・風しん	1期 1回		1歳以上2歳未満
		2期 1回		5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間(年度内に6歳になる子)
生 水痘	水痘	2回 [初回接種後6か月以上12か月未満の間に2回目]		1歳以上3歳未満 [1回目は1歳以上1歳3か月未満]
不 日本脳炎※5	日本脳炎	1期初回 2回 [6日～28日あける]		生後6か月以上7歳6か月未満 [1期初回は3歳以上4歳未満 1期追加は4歳以上5歳未満]
		1期追加 1回 [1期初回の2回目終了後、おおむね1年あける]		
		2期 1回		9歳以上13歳未満 [9歳以上10歳未満]
生 ロタ※6	ロタウイルス胃腸炎	ロタリックス(1価)	2回 [初回接種後27日以上あけて2回目]	生後6週以上24週未満 [1回目は生後2か月から生後14週6日までの接種を推奨]
		ロタテック(5価)	3回 [それぞれ27日以上あける]	生後6週以上32週未満 [1回目は生後2か月から生後14週6日までの接種を推奨]
HPV※7※8 (ヒトパピローマウイルス)	子宮頸がん	サーバリックス(2価)	3回 [1か月の間隔をおいて2回注射した後、第1回目の注射から6か月以上あける]※9	中学1年生から高校1年生 [13歳になる年度の初日から年度の末日まで]
		ガーダシル(4価)	3回 [2か月の間隔をおいて2回注射した後、第1回目の注射から6か月以上あける]※10	
		シルガード9(9価)	3回 [2か月の間隔をおいて2回注射した後、第1回目の注射から6か月以上あける]※8	
			2回 [第1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合(対象:小6～14歳)は2回接種も可能]※11	

- ※1 生後2か月から7か月未満に初回接種した場合です。この期間に接種を開始しない場合は回数などが異なります。
- ※2 ヒブワクチンまたは四種混合ワクチンを1度でも接種された方は原則残りの接種もヒブワクチン、四種混合ワクチンを接種いたします。
- ※3 令和6年2月1日以降に生まれた方から、五種混合ワクチン(4種混合ワクチン+ヒブワクチン)を郵送いたします。接種に関する詳細につきましては鳴門市健康増進課(☎684-1206)にお問い合わせください。
- ※4 麻しん・風しん単抗原ワクチンの接種もできます。
- ※5 平成7月4月2日～平成19年4月1日生まれの方は予防接種を受ける機会を逃していることがあります。接種に関する詳細については鳴門市健康増進課(☎684-1206)にお問い合わせください。
- ※6 日本における予防接種では、ロタリックス(1価)とロタテック(5価)という2種類のワクチンが用いられています。一般的にはどちらか一方のワクチンを接種します。種類によって接種回数や予防できるウイルスの型などが異なるため、詳しくは医療機関にお問い合わせください。
- ※7 日本における予防接種では、サーバリックス(2価)とガーダシル(4価)という2種類のワクチンが用いられており、どちらか一方のワクチンを接種します。種類によって接種間隔や予防できるウイルスの型などが異なるため、詳しくは医療機関にお問い合わせください。
- ※8 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの方はキャッチアップ接種の対象となります。接種に関する詳細については鳴門市健康増進課(☎684-1206)にお問い合わせください。
- ※9 この間隔でできない場合、1回目の接種から1か月以上あけて2回目を接種した後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上あけて3回目を接種。
- ※10 この間隔でできない場合、2回目の接種は1回目から1か月以上あけて接種した後、3回目の接種は、2回目の接種から3か月以上あけて接種
- ※11 1回目と2回目の接種は、通常5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。9価ワクチンの接種を行う場合は5か月以上の間隔をおいて2回接種も可能とします。

！ 予防接種のポイント

ワクチンは、種類ごとに接種できる時期や推奨期間が決められています。また、生ワクチンか不活化ワクチンかによって、次の予防接種までに必要な間隔も異なります。そのため、事前にしっかり調べてスケジュールを組み立てましょう。また、子どもの体調や周囲の感染症発生状況も考慮しましょう。詳しくは、お近くの医療機関や保健所などにご相談ください。

POINT1 当日はここをチェック

- 子どもの体調はよいか、熱があったり、ふだんと変わったところはないか確認しましょう。
- 心配なことがあるときは、医師に相談しましょう。質問をメモしておく伝えやすくなります。
- 母子健康手帳は必ず持って行きましょう。

POINT2 ワクチンを接種するときは

- 小さな子どもは動かないようにしっかりと抱っこしてあげてください。
親がリラックスすると、子どもも安心します。
- 注射で泣く子どもは多いもの。大切な予防接種が苦手にならないように、頑張ったことをほめてあげるなど、親の態度や工夫がカギです。

POINT3 接種後の注意

- 接種後30分くらいは、体調に変化があってもすぐ対応してもらえるように、医療機関の中で子どもの様子を見てあげるか、すぐに医師と連絡がとれるようにしておいてください。この間に急な体の変化が起こることがあります。
- 帰宅後もはげしく体を動かすことはせず、接種箇所を清潔に保ってあげましょう。
- お風呂には入れてもかまいませんが、接種箇所をこすらないでください。

予防接種を受けたことは将来、その病気に対して免疫があることを示す大事な記録となります。母子健康手帳は大切にしておきましょう。予防接種を受けるにあたっての注意点など、より詳しく知りたい方は右記の二次元コードからご覧になれます。

公益財団法人 予防接種リサーチセンターHP→



室内で楽しもう！ひと工夫でうち遊びをENJOY

②

マスキングテープ de 「うち遊び」

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、子どもに移動してもらいます。図形を線路に見立てて、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。



用意するもの

- ★ マスキングテープ
- ★ おうちにあるおもちゃ